

# ベトナムの医療事情と 企業の負うべき安全配慮義務

# 中島敏彦

- Raffles Medical Groupの総合診療医./事業開発部のコンサルタント。
- ヘルスケアビジネスを扱う商社であるClover Plusの労働衛生サービス部門(産業医)のコンサルタント。
  - 産業医とは  
職場において労働者が健康で快適な作業環境の下で仕事が行えるようお手伝をする、
    - 安全衛生教育の実施。
    - 健康診断を実施する。
    - 長時間労働、過重労働の管理。
    - メンタルヘルス対策。
  - その他ヘルスケアビジネスに対しての臨床医としてのアドバイス、ベトナムの医療施設で教育等。

# 安全配慮義務とは

- 安全配慮義務とは
  - 従業員が安全で健康に働けるよう企業が配慮する事。
  - 労働契約法の第5条に以下の様に定められる。  
使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働する事ができるよう、必要な配慮をするものとする。
  - 「生命、身体等の安全」には、心(メンタル)の安全や健康も含まれる。
- 安全配慮義務違反となる視点
  - 事業者が予見できた可能性があったか？(予見可能性)
  - 事業者が回避できた可能性があったか？(結果回避性)

# 安全配慮義務を果たすための施策例

- 安全装置を設置する
- 人間関係の改善やパワハラのパ撲滅
- 安全衛生管理体制を整える
  - 危険又は健康障害を防止するための措置。
  - 安全又は衛生のための教育の実施。
  - 健康診断の実施等の措置。
  - 労働災害の原因調査及び再発防止等。

## 産業医の業務(例)

- **健康診断結果の管理**
- **長時間労働、過重労働の管理**
  - 平均して月に80時間の時間外労働をすると過労死(心臓や脳の病気)したりメンタルヘルス(うつ病等)を発症する事が明らかになっている。
- **メンタルヘルス対策を実施する**
  - 2015年にストレス度を把握するためのストレスチェックの実施は義務化

# 健康経営/ホワイト企業

- 労働生産性の向上
- 企業が負担する医療費の削減
- 離職率・定着率の改善
- 企業のイメージアップ
- 採用力の強化

# 駐在員が離職すると……

- 海外赴任にかかる費用：  
約310,000USD(約3370万円)。
- トラブルに巻き込まれて海外プロジェクトが失敗した場合  
570,000USD(6200万円)～950,000USD(1億円)の損失。

ビジネス上の損失  
予防の観点から重要

# 国外であっても順守が必要

2015 年の中央労働基準監督署長事件の判決で、出張か駐在かに関わらず海外勤務者が現地で安全で健康的に働ける様に企業は安全配慮義務を負うと明示された。

Duty of Care

引用・参考文献

・[海外勤務者の労災保険行政訴訟\(控訴審\)](#)

# 現地採用の日本人は？

- 労務災害が起こった場合，日本で民事(対個人、対日本本社)で争われるケースがあり，企業側の労務管理責任が問われるケースがある。
- 裁判にならなくともSNSで炎上させる事ぐらいは簡単。
- 社会的ダメージも甚大。

# 企業としての対応

## 安全配慮義務の実行

コンプライアンス違反・訴訟リスク回避

## 事業資本としての社員の安全と健康の確保

- ベトナムは、生産拠点としてますます重要
- 多様なリスク
- 安心・安全に生活するための管理体制が必須

# 安全配慮義務

自己保健義務

安全配慮義務



マネジャーは  
安全配慮義務の履行者

そもそも何をすれば？  
特にメンタルヘルスや健康管理……

どうしよう…？

部下の  
元気がない

休みがち

仕事に  
ならない

## 上司の悩み

# 海外勤務者に必要なサポート

- 治安への配慮
- 現地での生活に必要な予防接種
- 現地での健康や安全に関する研修
- 渡航前から渡航後までの期間における健康状態の確認や治療
- 海外勤務中のメンタルサポート

等が基本と考えられる。

# 特にベトナムにおけるリスク

## 医療的リスク

- ハノイ、ホーチミン等の主要都市部なら英語や日本語が通じる一定レベルの医療施設があるが、郊外では英語が通じる所すら少ない。また流通している薬の質にも問題がある。

## 渡航中の安全

- 殺人等の重大犯罪は少なく人種や宗派、政治的には安定しておりテロも稀である。しかしひったくり等の軽犯罪はよく起こる。

## 交通安全

- 交通ルールが守られておらず、2018年の報告では10万人中26.1人が交通事故で死亡しているリスクの高い地域である。

## 環境によるリスク

- ベトナムにおいては特に大気汚染(虚血性心疾患、脳卒中、肺がん、慢性閉塞性肺疾患、急性下気道感染症等による死亡の誘因となる)と水質汚染(ウイルス性、細菌性腸炎や寄生虫感染の誘因)が指摘されている。
- ベトナムにおける**大気汚染に関連する死亡は毎年6万件を超える**とWHOから報告があった(2018年)

## 仕事や日常生活に伴うリスク

- 現地で重要な役割を担う日本人の数が少なく責任や業務負担が重くなりがちである。更に日本との法令の違いや人治主義的な現地ビジネス環境、勤務時間外の接待や食事会の機会の多さ等も負担となる。結果として現地日本人労働者は**過重労働、超過勤務**となりやすい。また言語によるコミュニケーションの問題や、日常生活の不便さ、帯同家族の問題等も加わり**睡眠やメンタルヘルス**に重大な影響を及ぼす事がある。特にメンタルヘルスの問題は移住初期から認められる事も少なくない。

# 2018年海外邦人援護統計より

- 2018年における海外における日本人の死亡者数466人、その**死因の1位は疾病で309人(66.3%)**であった。またアジア地域において314人が死亡しておりそのうちの81.5%(256人)が疾病による死亡であった。
  - 2009年から2018年の10年間のアジアにおける死亡原因は**疾病が全体の8割近く**。
  - 一般的には**心筋梗塞等の虚血性疾患と脳卒中等の脳血管疾患**が多いといわれている。
  - 青年期よりも壮年期、**高齢期**の方が多い。
- 精神疾患は全体で139人報告されておりアジア地域においてその内30.2%(42人)を占めていた。
- また**自殺による死亡も1割近い**。

	アジアにおける死亡総数(人)	傷病による死亡総数(人)	精神障害・自殺による死亡総数(人)
2018年	314	256	5
2017年	327	219	23
2016年	377	317	21
2015年	364	309	23
2014年	342	290	21
2013年	412	326	37
2012年	378	307	27
2011年	409	319	40
2010年	362	254	31
2009年	332	225	30
合計	3617	2822	258
	100%	78.00%	7.10%

## 引用・参考文献

・ [2018年\(平成30年\)海外邦人援護統計](#)

# ベトナムと日本の医療の違い

[WHO Countries statistics](#)、[Aging and Health](#)より

	ベトナム	日本
全人口 (2016)	94,569,000	127,749,000
一人あたりの国民総所得 (PPP international \$, 2013)	5,030	37,630
平均寿命 男/女 (years, 2016)	72/81	81/87
健康寿命男/女 (years, 2010)	62.6/69.1	70.6/75.5
5歳未満児死亡率 (per 1 000 live births, 2017)	21	3
15歳から60歳未満の男女別死亡率 男/女 (per 1 000 population, 2016)	182/66	65/36

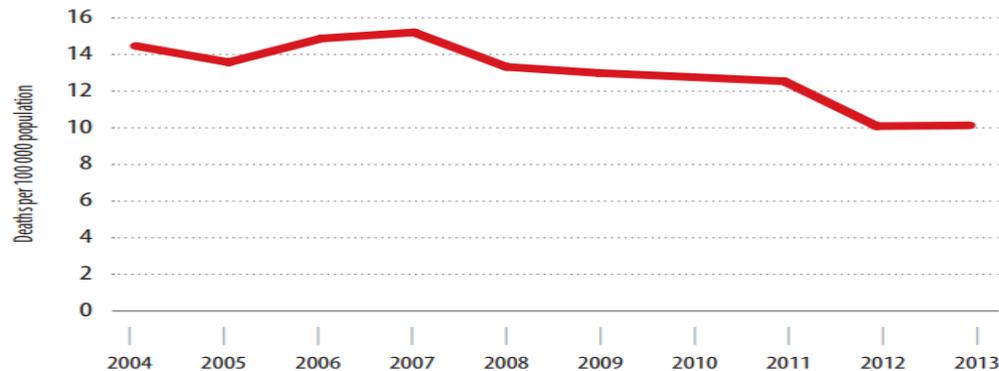


# 交通におけるリスク

## 日本の2倍以上の死亡事故

- 2017年のベトナムでの交通事故による死亡者数は8000人以上(正確な統計見当たらず)。
- これに対して日本では2017年に3694人が交通事故により死亡。

TRENDS IN REPORTED ROAD TRAFFIC DEATHS



Source: National Traffic Safety Committee Annual Reports.

## 引用・参考文献

- [WHO Violence Injury Prevention / Road Safety Status in 2015 in Vietnam.](#)
- [警察庁平成29年中の交通事故死者数について](#)
- [ベトナムのNews Paper Saigoneer: Saigoneer より](#)

# 気候と環境によるリスク

- 高温多湿: 脱水・熱中症のリスク
- 上下水道の不備: 感染症のリスク
- 食事のリスク: 食中毒・寄生虫感染のリスク
- 雨期に蚊が増加:
  - ・ 全土でデング熱・日本脳炎のリスクあり。
  - ・ 中部高原や東南部等の農山村地帯でマラリアのリスク。
- 街中の鶏や犬の放飼: 狂犬病・鳥インフルエンザのリスク
- メコン川流域: その他の河川: 寄生虫感染のリスク
- 大気汚染によるリスク:
  - ・ 短期間の暴露であっても鼻炎、喘息をはじめとしたアレルギー症状並びに循環器・呼吸器の基礎疾患があると悪化しやすい。
  - ・ また汚染レベルが高い時には特に小児・高齢者は気道の感染症にかかりやすくなる。

## 引用・参考文献

- ・ [厚生労働省 FORTH ベトナム・カンボジア情報](#)
- ・ [CDC: Health Information for Travelers to Vietnam Traveler View](#)

# ベトナム国内における 邦人の死亡件数・死因(2018年)

12件12人(※在ベトナム大使館で把握した案件に限る)  
70代(4人)、60代(3人)、40代(4人)、20代(1人)。

全員男性。

【属性】長期在留者(7人)、旅行者(3人)、出張者(2人)

【死因】心疾患(心不全・心筋梗塞等6件)、  
脳出血(くも膜下出血等4件)、  
その他(窒息1件、自殺1件)

他の邦人社会と同じ傾向

# 生活習慣病(高血圧・糖尿病等)になると 致死的疾患(心筋梗塞・脳卒中等)のリスク上昇



## 引用・参考文献

・MGP株式会社 [生活習慣病とは？](#)

# 海外で暮らす事により増加する 生活習慣病悪化のリスク

- 車での移動が多くなる事により**運動の機会の減少**。
- **日本からの出張者の対応**(夜や週末の付き合い)の常態化による食生活の悪化。
- **喫煙習慣**の悪化(途上国ではタバコが安い事が多い)。
- 単身赴任者は特に生活が乱れやすい。
- 高血圧や糖尿病等の生活習慣病の治療からの脱落。
  - 多くの**民間医療保険(海外旅行傷害保険等)**は糖尿病・高血圧・高コレステロール血症・狭心症等の**慢性的な病気に対する補償が180日まで**。
  - これにより病院に行かなくなり、気が付か無いうちに病状が悪化し、**突然致命的な疾患(脳梗塞や心筋梗塞等)が発症**する。
  - Work Permit(労働許可証)の発行にも影響する。

## 引用・参考文献

・ [海外渡航中はガンでも治療費補償、180日ルールの特典・デメリットとは ; 海外旅行保険のブログ 保険のプロが教える・知って得する](#)

# Work Permitのための検診

## プロセスが複雑

- 検診が提供できるのは**ベトナム人医師**。
- 検診の結果＋職能、学歴によってWork Permitが出るか出無いか変わる事がある。

## 地域によって異なる検査(特に感染症)の内容(注意:2018年時点)

- ハノイ: **HIV、B型肝炎、梅毒、マラリア、結核**が検診に含まれる。
- ホーチミン: **結核**以外の感染症はルーチンでチェックしてない。

## 来越後の生活習慣病のコントロール不良によりWork Permitが更新され無い事もある

- ベトナムでの生活は生活習慣を悪化させやすい。
- Work Permit検診に引っかかっても**その後の対応で通る**可能性がある一方で、問題があったら医師に受診を(**当院でも検診ならびにその後の対応ができます**)。

誰にでも起こり在留邦人社会でよく遭遇するメンタルヘルス問題うる。  
特に抑うつ、不安障害、アルコール乱用が多い  
環境要因が多い

- **気分(感情)の変調**により、苦痛を感じたり、日常生活に著しい支障をきたしたりする状態: Mood Disorders
  - 抑うつ気分、うつ状態、うつ病、適応障害
- **強烈な不安感**に伴う症状: Anxiety Disorders
  - 不安障害、パニック障害、強迫性障害等が含まれる。
- **妄想や幻覚**等の精神病症状を伴う症状: Psychoses
  - 統合失調症や薬物、認知症で生じ本人の自覚が無い。
- **薬物やアルコールの乱用**に伴う症状: Substance induced disorders
  - アルコール、麻薬(ヘロイン、モルヒネ)、マリファナ、シンナー等。
- **脳の器質的障害/その他の疾患**によって生ずる精神症状:  
Organic/Other disorders
  - 認知症、アルツハイマー病、脳外傷、脳梗塞等を原因とする。

移住期

不適應期

諦観期

適應期

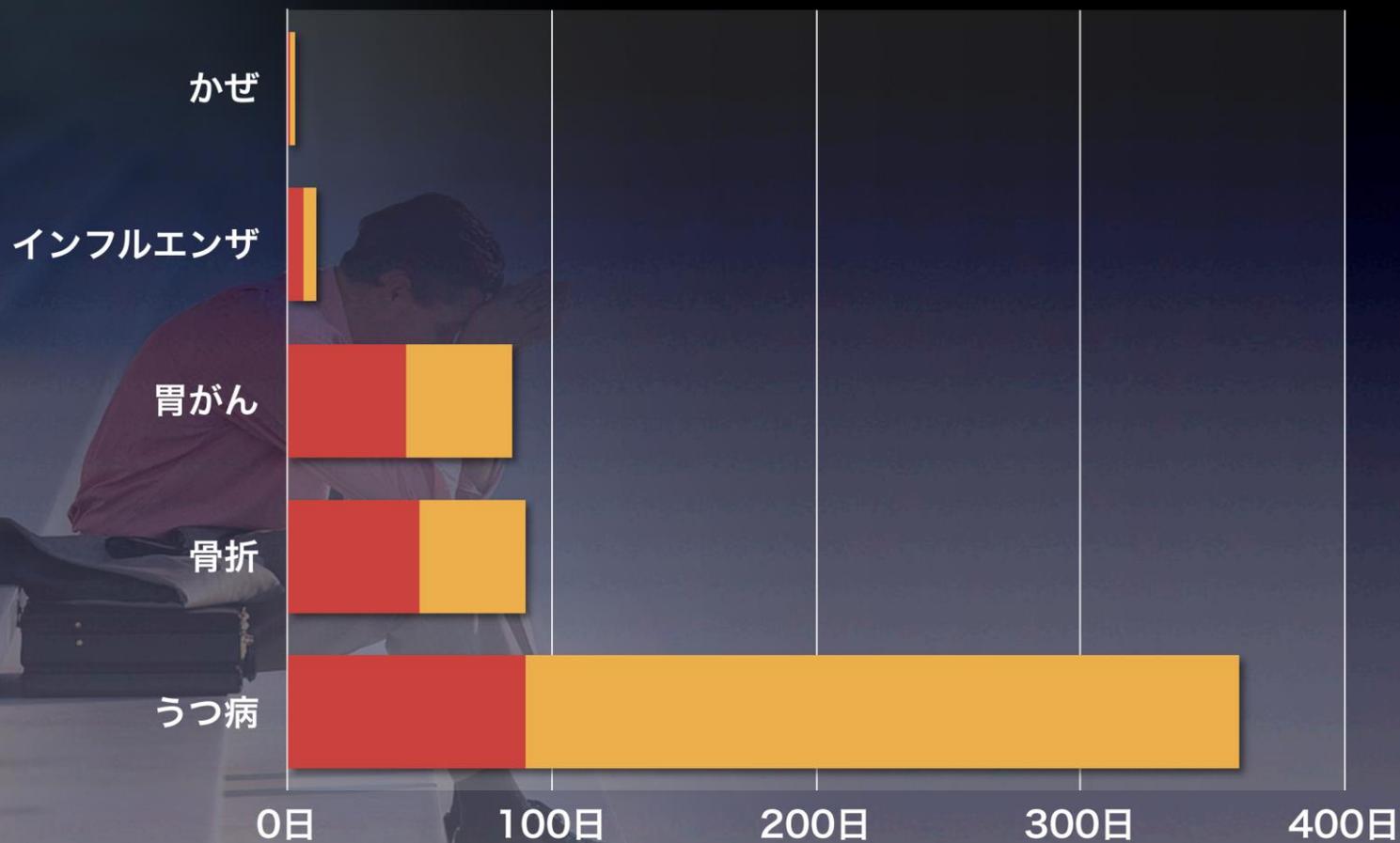
## 誰にでも生じる移住に伴う精神状態の変化

- ① **移住期**: ストレスを感じている暇も無い時期  
好奇心、極度の緊張・高揚状態にあり、無我夢中。生活の準備等に忙殺される。
- ② **不適應(不満)期**: イライラ、不安、抑うつを感じやすく、  
**心身の不調にもっとも悩まされやすい時期**  
移住期が一段落、日本と比較して新しい環境の欠点が目に付く。  
疲労が蓄積して肩こり、腰痛、不眠を始めとして不調を訴えがち(身体化障害)
- ③ **諦観期**: 現地の良い面も悪い面も認識しはじめる時期  
自分の落ち着きどころを探し始める。ここからが本格的な適応のはじまり。
- ④ **適應期**: 海外に違和感なく溶け込んでいる時期。  
生活や気持ちの基盤が移住先にでき、移住先がんばって自分を合わせるのではなく、自分の人生を歩んでいる感覚をもつ事ができる。



メンタルヘルス疾患は  
パフォーマンスが  
長期に低下する

■ 会社を休む期間 ■ 業務パフォーマンス回復に要する期間



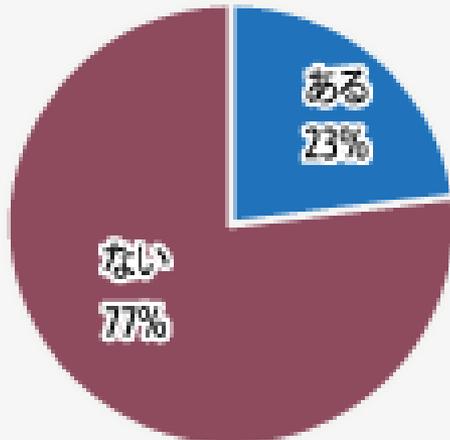
# うつ病への介入方法

- うつ病が発症した場合には約 40%しか寛解せず、60%はその後もうつ病と付き合いなければならぬ。
- 精神疾患はいかに未然に防ぎ、発症させ無いかを極めて重要となる。
  - 軽度なメンタルヘルス不調であれば、早期に発見し、正しいストレスコーピングを行えば快方に向かう。
  - セルフケア能力ワーク・ライフ・バランスを見つめ直す好機でもある。

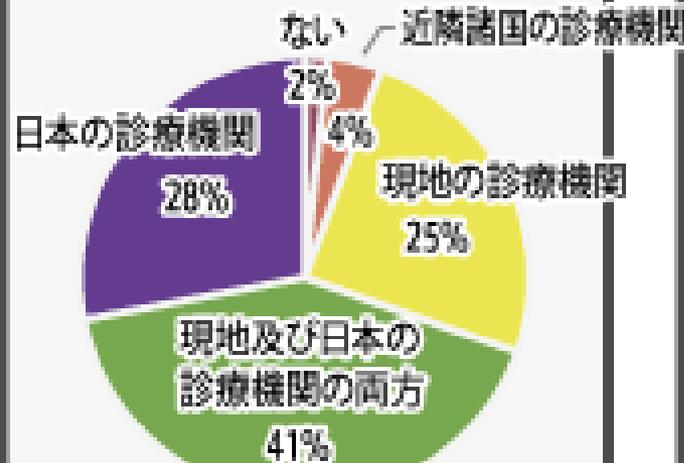
# メンタルケアなし8割弱、アジアの日系駐在員

[NNA ASIA アジア経済ニュース 2019/04/12](#)

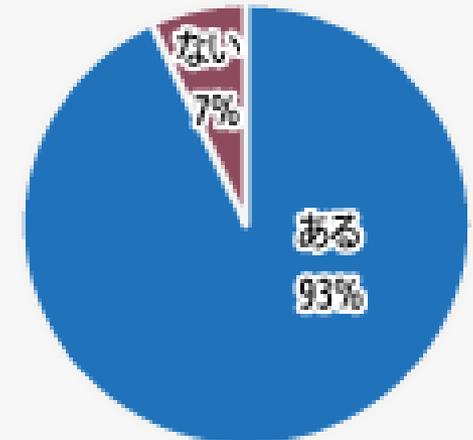
駐在員のメンタルケアを  
目的とした制度はございますか



会社負担による  
健康診断の  
受診制度はございますか



海外健康保険について、  
海外旅行者傷害保険など  
海外で利用可能な医療保険の  
会社負担はございますか



- 外部のカウンセラーやコンサルタントに駐在員が悩みを相談できる制度
- ウェブサイトを通じてストレスチェックテストを受けさせる
- 産業医が駐在場所まで定期的に面談のために訪問し、メンタルを含めた健康をチェックする制度

# 海外でのメンタルヘルス問題の治療

- 精神的な不調を来した場合は、まずは軽度のうちに帰国させ本邦で治療を開始する事が最善。
  - ただし軽度だと病気に気づかず受診してい無いケースも多い。
  - 本人から自己申告し無い例も多くみられ、周囲の人間が気づか無いとそのまま現地で治療が継続される事になる。
  - 医療機関から職場に報告する義務は無い。むしろ守秘義務違反となる。
  - また最近交通運輸省から酩酊状態での搭乗拒否、精神疾患を伴う患者は搭乗に際して、医師や家族の付き添いを求めるという通達が出たので注意、対策が必要。
- なのでメンタルヘルス疾患が発症する前に予防していく事が大事。

そもそも何をすれば？  
特にメンタルヘルスや健康管理……

どうしよう…？

部下の  
元気がない

休みがち

仕事に  
ならない

## 上司の悩み

# 海外勤務者に必要なサポート

- 治安への配慮
  - － 安心して過ごせる職場環境や住宅環境、社用車、現地の安全に関する情報の提供等。
- 現地での生活に必要な予防接種
  - － 麻疹や風疹ワクチンを含めた渡航ワクチンの漏れが無い様にフォローする。
  - － 赴任前だけでなく赴任後もワクチン接種を継続するための情報提供、サポート等。
- 現地での健康や安全に関する研修
  - － 現地の正しい医療情報を日本語で入手するのは難しいので、赴任前だけでなく赴任中も医療情報を正しく評価できる専門家から適宜情報提供をする必要がある。
- 渡航前から渡航後までの期間における健康状態の確認や治療
  - － 現地の医療施設に関する情報提供、十分なレベルのかかりつけ医の選定。
  - － 十分なレベルの病院で治療が受けられる医療保険の提供。
  - － 健康診断で異常を指摘されたら必要に応じて治療を促す。コントロール不良な慢性疾患がある場合には労働許可を取得でき無い、更新でき無い事があるので重度になる前に治療を開始するのが重要。
- 海外勤務中のメンタルサポート
  - － うつ病や適応障害を発症した場合には早急に専門家との相談を促す。
  - － 日本に比べて治療リソースやサポートが少なく帰国する事を余儀なくされる事がもあるので、まず発症させ無い事が重要。
  - － 予防のための職場環境、長時間労働、過重労働の管理やメンタルヘルスのスクリーニング等を行う。

**これらを一定以上のレベルで提供する事が重要  
十分な医療保険、現地情報提供**

# 部下の様子が「いつもと違う」

## 勤怠

- ・遅刻、早退、欠勤が増える
- ・無断欠勤がある
- ・残業、休日出勤が不釣り合いに増える

## 仕事

- ・仕事の能率が悪くなる
- ・業務の結果がなかなか出てこない
- ・報告や相談、職場での会話がなくなる

## 行動

- ・表情や動作に元気がなくなる
- ・不自然な言動が目立つ
- ・ミスや事故が目立つ
- ・服装が乱れる、服装が不潔になる

# 安全配慮義務

自己保健義務

安全配慮義務

社員

会社

マネジャーは  
安全配慮義務の履行者

自分で自分の身を守る事も大事



気づく



声をかける



つなぐ